

ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！

Ver12. WEBサービスの消費税の見直し

現在、Amazon や Google などの外国企業がインターネットを通じて行っている、電子書籍・音楽の配信や広告の掲載といった役務の提供に対して、消費税が課税されていません。



というのも、消費税の課税は、その役務の提供が「国内取引」に該当することが要件とされますが、上記のような国境を越えた役務の提供については、原則、「役務の提供を行う者の住所等又は本店等の所在地」により、国内取引の判定をすることになるためです。

この考え方に従うと、「Amazon.co.jp」というサイトは、Amazon.com Int'l Sales, Inc.および Amazon Services International, Inc という海外企業が運営しており、Google を利用した広告については、Google Ireland Limited というアイルランドに事務所を有する法人との契約になるため、いずれも国内取引に該当せず、消費税が課税されないというわけです。

裏を返すと、国内事業者が Amazon や Google と同じサービスを行った場合には、消費税が課税されることとなります。

当然ながら、販売価格に消費税が転嫁される国内事業者と、販売価格に消費税が転嫁されない Amazon や Google では、価格面での競争力は公平ではなくなりますので、以前から国内事業者からは強い不満の声が上がっておりました。



また、政府の調査では、Amazon や Google などの外国企業に対して、消費税が課税できないことにより、昨年 1 年間で約 250 億円の税収が失われているとの結果が出たそうです。

このような状況を踏まえ、政府税制調査会は、国境を越えた役務の提供に対する消費税課税の制度案を了承し、財務省は、上述の国内取引の判定基準を、「役務の提供を受ける者の住所等又は本店等の所在地」と改めることで、平成 27 年度改正に向けて制度設計を詰めていくことになるものと考えられます。

この改正により、価格の上昇が懸念されますが、国内事業者・外国企業ともに価格面では公平な環境となりますので、消費者としては、よりよいサービスの提供を期待したいところです。

